

防衛省及び株式会社日立製作所所属の

帯を使用する無線設備の運用に関する覚書

防衛省（以下、「甲」という。）及び株式会社日立製作所（以下、「乙」という。）は、甲の所有する無線設備と乙の所有する無線設備との間の周波数共用に関し、次のとおり覚書（以下、「本覚書」という。）を取り交わす。

第1条（合意事項）

甲及び乙は、帯の使用にあたって、甲所属の無線設備が行う通信が、乙所属の無線設備の運用に対して、有害な混信を避ける為の条件に関して、下記の通り確認した。

（1）対象となる無線設備

所有者	名称	住所	東経	北緯	衛星
甲					
乙					

（2）運用の条件

（3）前項にもかかわらず、甲の運用により乙の運用へ容認し得ない混信が生じた場合あるいは干渉の懸念がある場合には、必要に応じて、乙から甲に通知し、周波数共用の問題について協議を行う。

第2条（連絡体制の設置）

甲及び乙は、本覚書に関する連絡窓口担当を別紙1のとおり定める。なお、連絡窓口担当を変更する場合は、変更する当事者が相手方に対して速やかに書面により通知する。

第3条（守秘義務）

甲及び乙は、本覚書に基づき相手方から開示される資料又は情報等について、本覚書に係る業務目的のみに使用し、当該資料又は情報等の取扱いについては守秘義務を負う。

第4条（協議）

本覚書について疑義を生じた事項及び本覚書に定めのない事項については、甲乙間で協議し、円満に解決を図る。

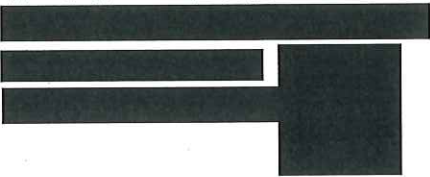
本覚書による合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。



平成 30 年 3 月 30 日

甲 東京都新宿区市谷本村町 5 番 1 号
防衛省整備計画局 情報通信課
電波監理専門官 鉾 孝明

乙 神奈川県横浜市戸塚区吉田町 2 9 2 番地
株式会社日立製作所



別紙 1

連絡体制

防衛省整備計画局 情報通信課

住 所 : 東京都新宿区市谷本村町 5 - 1
電 話 番 号 : 03 - 3268 - 3111 (内線 : 20567)
F A X : 03 - 5269 - 3263
担 当 官 : 電波監理専門官

株式会社日立製作所

住 所 : 神奈川県横浜市戸塚区吉田町 292 番地
電 話 番 号 : 050 - 3159 - 2337
F A X : 050 - 3155 - 2320
担 当 者 :

防衛省及び株式会社パスコ所属の
帯を使用する無線設備の運用に関する覚書

防衛省（以下、「甲」という。）及び株式会社パスコ（以下、「乙」という。）は、甲の固定衛星業務及び移動衛星業務で使用する無線設備と乙の地球探査衛星業務で使用する無線設備との周波数共用に関し、次のとおり覚書（以下、「本覚書」という）を取り交わす。

第1条（混信発生の防止）

甲乙は、帯の使用に当たっては、本覚書（本覚書に付属する別紙1から別紙5までを含む。以下同じ。）の内容に従い無線設備を運用するものとする。

- 2 人命その他に係る緊急時において甲の行動にともなう通信手段として必要な場合、第1項の条件によらず、緊急対応の無線設備の運用を行うことができるものとする。

第2条（無線設備の設置場所）

本覚書において取り扱う甲所属の地球局及び乙所属の無線設備の設置場所は次のとおりとする。

- （1）甲所属の地球局の設置場所は、別紙1のとおり。
- （2）乙所属の無線設備の設置場所は、別紙2のとおり。

第3条（周波数の共用条件）

甲所属のの運用については、別紙3の「甲所属のの運用条件」に従う。

- 2 甲所属の地球局（第1項を除く）の運用については、当該地球局から乙所属の無線設備の設置場所へは電波の見通し外となることから、混信防止のための甲の運用制限を設けない。
- 3 甲所属の移動衛星業務で使用する無線設備（陸上移動局、海上移動局、航空移動局）から乙所属の無線設備への潜在的干渉は、発生の頻度および影響の度合いともに十分に小さいとの認識より、混信防止のための甲の運用制限を設けない。
- 4 乙所属の可搬統合局の運用については、別紙4の「貴省 X バンド衛星通信の地球局と可搬統合局との周波数共用について」（PSD-STD-OTS-201802-0013：平成30年2月19日）に従う。
- 5 甲の運用により乙の運用へ容認し得ない混信が生じた場合は、必要に応じて、乙から甲に通知し、周波数共用の問題について協議を行う。

第4条（連絡体制の設置）

甲乙は、本覚書に関する連絡窓口担当を別紙5のとおり定める。

- 2 連絡窓口担当を変更する場合は、変更する当事者が相手方に対し速やかに通知する。

第5条（協議）

本覚書について疑義を生じた事項及び本覚書に定めのない事項については、甲乙間で協議し、円満に解決を図る。

第6条（守秘義務）

甲乙は、本覚書に基づき相手方から開示される資料又は情報等について、本覚書に係る業務目的のみに使用し、当該資料又は情報等の取扱いについては守秘義務を負う。

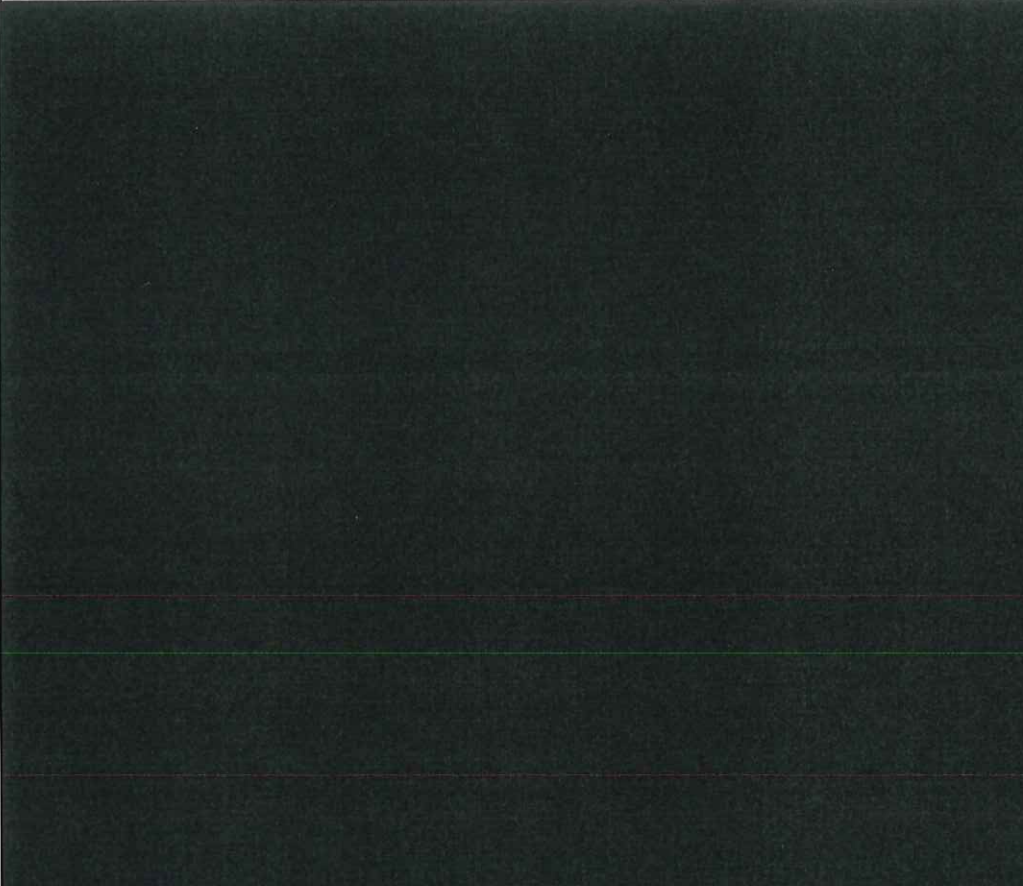
本覚書による合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省整備計画局 情報通信課
電波監理専門官 鉦 孝明

乙 東京都目黒区青葉台4丁目9番6号
日本地図センタービル
株式会社パスコ

甲所属の地球局の設置場所
(無線局種別：地球局、航空地球局、携帯基地地球局)

設置場所	東経	北緯
		

別紙2

乙所属の無線設備の設置場所

名称	設置場所	東経	北緯

甲所属の[REDACTED]の運用条件

甲乙は、甲所属の[REDACTED]が行う通信が、乙の運用への有害な混信を避ける為の条件に関して、下記のとおり確認した。

1 対象となる無線局

甲所属の無線局（衛星名）	[REDACTED]
乙所属の無線局（衛星名）	

2 運用の条件

[REDACTED]

番号：PSD-STD-OTS-201802-0013

平成30年2月19日

防衛省整備計画局情報通信課
電波監理専門官 殿

株式会社バスコ

貴省 X バンド衛星通信の地球局と 可搬統合局との周波数共用について

標記について、貴省との協議の結果、下記のとおり運用することとします。

記

- 1 平時の 可搬統合局の基本的な運用は以下の3種を考えているが、運用を行う時は、運用開始の1週間前を目途に事前且つ可及的速やかに貴省へ運用場所及び運用時間帯を通知する。
これに対して、干渉可能性の有無を貴省から通知頂く。
 - ① 当社が有する 固定地球局（所在地： ）及びバスコデータセンタ（略称：PDC 所在地： ）が運用不可の場合のバックアップとしての運用
 - ② 年一回程度の可搬統合局のメンテナンスとしての運用
 - ③ その他「国」からの要請時
- 2 有事（災害時等を含む）の 可搬統合局の基本的な運用は、「国」の要請に従ったものとなるが、要請があった場合は、運用開始の1週間前を目途に事前且つ可及的速やかに貴省へ運用場所及び運用時間帯を通知する。
これに対して、干渉可能性の有無を貴省から通知頂く。
- 3 干渉回避は、 可搬統合局で実施することを原則とする。
- 4 3にもかかわらず、干渉が生じた場合には、周波数共用の観点から必要に応じて双方で協議を行う。
- 5 貴省と当社の連絡通報体制を別紙のとおりとする。
なお、連絡先が変更になった場合は速やかに別紙の変更を連絡すること。

以上

連絡通報体制

防衛省整備計画局 情報通信課

住 所 : 東京都新宿区市谷本村町5-1
電 話 番 号 : 03-3268-3111 (内線: 20567)
F A X : 03-5269-3263
担 当 官 : 電波監理専門官

株式会社パスコ

住 所 : 東京都目黒区青葉台4丁目9番6号 日本地図センタービル
電 話 番 号 : 03-5465-7373
F A X : 03-3460-2343
担 当 者 :

緊急連絡先 (休日、夜間)

【第1連絡先】

電話番号:

【第2連絡先】

電話番号:

【第3連絡先】

電話番号: